

## 動物用管理医療機器販売・賃貸業の届出に係る 変更届の提出が必要となる届出事項及び添付書類

下記に変更があった場合は、30 日以内に変更届をご提出ください。

### 1 届出者の氏名又は名称及び住所の変更

### 2 営業所における兼営事業の種類の変更

### 3 営業所の名称の変更

### 4 管理医療機器営業管理者の変更

- ・管理医療機器営業管理者の資格を証する書類の写し

(例：医療機器の販売又は賃貸に関する業務に三年以上従事したことを証する使用者の証明書、又は医師、歯科医師、獣医師、薬剤師免許証の写し)

- ・届出者と管理医療機器営業管理者との関係を証する書類

### 5 管理医療機器営業管理者の氏名又は住所の変更

・氏名の変更の際は、当該管理医療機器営業管理者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

### 6 営業所の構造設備の主要部分の変更

- ・変更箇所を説明する図面